第9章 監視計画

# 第9章 監視計画

### 9-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等について、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合又はそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、又は低減することを目的として実施する。

なお、事後調査は、千葉県環境影響評価条例第39条(事後調査等の実施)に基づく調査であり、 事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。

### 9-2 事後調査の項目及び方法

#### 9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-1に示すとおりである。

衣 9-2-1 加工時においる事後調査の項目及び力法等						
事後調査の項目			事後調査の手法等			
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間	
大気質	建設機械の 稼働	粉じん (降下ばいじん)	敷地境界付近の 4 地点	「衛生試験法・注解2020」 の重量法 (ダストジャーに よる採取) による現地調査	施工期間において影響が 最大となる工種の実施期 間内の1か月	
水質 工事の実施	て事の字性	濁度及び水素 イオン濃度	沈砂池出口	濁度計及び水素イオン濃 度計による調査 <sup>注1)</sup>	施工期間において影響が 最大となる工種の実施期 間内の1日間 (濁水等排水時)	
	上事 <i>((</i> )	浮遊粒子状物質及び水素イオン濃度	現況調査を行った 2地点	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12 月 環境庁告示第59号)による現地調査	施工期間中の濁水等排水 時に1回	
水文環境	工事の実施	地下水位	地下水の下流側及 び上流側を含む3 地点 <sup>注2)</sup>	自記水位計による計測	工事開始後から竣工まで 連続的に監視	
騒音及び	建設機械の 稼働	騒音レベル (L <sub>A5</sub> )	敷地境界付近の4 地点	「環境騒音の表示・測定方 法 (JIS Z 8731)」による現 地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)	
	工事用車両 の走行	騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> )	現況調査を行った 3地点	「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」による現地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間 帯)	
振動 工事月	建設機械の 稼働	振動レベル (L <sub>10</sub> )	敷地境界付近の 4 地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」による現 地調査	施工期間において影響が 最大となる時期の1日間 (工事実施時間帯)	
	工事用車両の走行	振動レベル (L <sub>10</sub> )	現況調査を行った 3地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」による現 地調査	工事用車両の走行台数が 最大となる時期の1日間 (工事用車両走行時間 帯)	

表 9-2-1 施工時における事後調査の項目及び方法等

注1)工事の実施前に濁度と浮遊物質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

注2) 地下水観測孔は、工事開始前に新たに設置する計画であるが、今後詳細設計等を踏まえて詳細な位置を設定する。

### 9-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表 9-2-2に示すとおりである。

表 9-2-2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目		事後調査の手法等			
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	ばい煙の発 生	二酸化硫黄 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 塩化水素 水銀 ダイオキシン類	二酸化硫黄等の最 大着地点付近	各マニュアル等に準拠し た現地調査	事業活動が定常となった 時期から1年間 (4季、各7日間)
水文環境	施設の存在	地下水位	地下水の下流側及 び上流側を含む 3 地点 <sup>注2)</sup>	自記水位計による計測	供用開始後1年間で連続 的に監視
騒音及び	騒音の発生	騒音レベル (L <sub>A5</sub> )	敷地境界付近の4 地点	「環境騒音の表示・測定方 法 (JIS Z 8731)」による現 地調査	事業活動が定常となった 時期の1日間
超低周波音	超低周波音の発生	超低周波音 (G特性音圧レ ベル(L <sub>65</sub> 等))	現況調査を行った 3地点	「低周波音の測定方法に 関するマニュアル」(平成 12年10月、環境庁)等によ る現地調査	事業活動が定常となった 時期の1日間
振動	建設機械の 稼働	振動レベル (L <sub>10</sub> )	敷地境界付近の4 地点	「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」による現 地調査	事業活動が定常となった 時期の1日間
悪臭	悪臭の発生	特定悪臭物質、 臭気指数(臭気 濃度)	風上・風下側敷地 境界計2地点	「特定悪臭物質の測定の 方法」(昭和47年5月 環 境庁告示第9号)、三点比 較式臭袋法による現地調 査	事業活動が定常となった 時期の夏季に1回及び休 炉時に1回

## 9-3 モニタリング調査の項目及び方法

### 9-3-1 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表 9-3-1に示すとおりである。

表 9-3-1 施工時におけるモニタリングの項目及び方法等

			100017-0 ビーアプラグの内内及び方体を		
事後調査の項目		モニタリングの手法等			
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素 排出ガス量	煙突	自動測定によるモニ タリング	施設供用後に連続監視
		排出ガス温度	炉内等	自動測定によるモニ タリング	施設供用後に連続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 水銀 一酸化炭素	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に2か月を 超えない作業期間ごと に1回以上
		ダイオキシン類	煙突	ダイオキシン類対策 特別措置法に基づく 調査	施設供用後に毎年1回 以上

### 9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合又はそのおそれがある場合には、関係機 関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

### 9-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、本市のホームページにおいて公表する。

### 9-6 事後調査の実施主体等

事後調査については、本市が実施する。なお、施設の運営に関連する供用後の煙突排出ガスのモニタリング等については、運営業務を受託した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。